

- 地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

■ 都市公園事業の要件（概要）

○面積要件

- ・ 2 ha以上の公園であること。
- ・ ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

○総事業費要件

- ・ 全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。

○都市公園等整備水準要件

- ・ 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
- ・ ただし、国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等）や防災公園等は除く。

○交付対象

- ・ 地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1) 都市公園の用地の取得
 - (2) 公園施設の整備

○国費率

交付対象	国費率	都道府県・市町村の負担
用地	1 / 3 (1 / 2 ※1)	2 / 3 (1 / 2 ※1)
施設	1 / 2 ※2	1 / 2 ※2

- ※1 () は、沖縄振興特別措置法に基づくもの
- ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内